

奈良県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設について同条第一項第三号の施設としての指定を取り消した旨、東吉野村選挙管理委員会から報告があった。

令和四年四月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
鷺家集会センター	吉野郡東吉野村大字鷺家九五番地
旧四郷小学校体育館	吉野郡東吉野村大字三尾五一番地の一